

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第39号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、基金の金額を引き上げるとともに、基金を処分することとしました。

- 1 寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げます。

基金名	改正前	改正後
山下奨学基金	24,000,000円	25,000,000円

- 2 いづみ会奨学基金を処分します。

上記1の改正は平成22年3月26日から、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 39 号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中「24,000,000」を「25,000,000」に改め、

「

いづみ会奨学基金

3,670,000

を

」

削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、山下奨学基金に関する部分は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)